

第3回土地等利用状況審議会 議事録

令和4年12月16日

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、「土地等利用状況審議会」の第3回会議をただいまから開催させていただきます。

なお、本日、御発言いただく際は、机上の備付けマイクを御使用ください。御発言の際にスイッチを入れ、御発言が終了しましたら再度スイッチを押していただき、必ず電源をお切りいただきますようお願い申し上げます。

それでは、〇〇会長より、議事の進行をお願いいたします。

【会長】 皆様、こんにちは。本日は、お忙しいところ御参加いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、高市早苗大臣、星野剛士副大臣、中野英幸大臣政務官にも御出席いただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。

初めに、高市大臣から、第3回審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶をいただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

【高市大臣】 〇〇会長をはじめ、委員の皆様、専門委員の皆様、今回も御多用の中で御出席を賜り、ありがとうございます。

10月に第2回の審議会を開催いたしまして、初回の区域指定の候補をお示ししまして、その後ですが、関係地方公共団体から意見聴取を行ってまいりましたので、本日は、その結果を御報告させていただき、その上で御審議を賜りたいと存じます。

本日の審議結果を踏まえまして、年内には、初回の区域の指定の告示を行うべく準備を行ってまいりたいと考えております。

この区域指定を行いました後には、土地、建物の利用状況調査を開始し、着実にこれを実施してまいります。

初回の区域の指定は、安全保障の観点から、土地、建物の利用をどのように管理すべきかという課題の解決に資する大切な一歩だと考えております。二歩目、三歩目と続いていくようにしっかりと進めてまいりますので、本日も忌憚のない御意見を賜りますようよろしくようお願い申し上げます。

以上です。

【会長】 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、申し訳ございませんが、プレスの方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

【会長】 それでは、進行いたします。

最初に、本日の出欠状況と会の定足数につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

【事務局】本日は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇専門委員、〇〇専門委員は御欠席でございます。

土地等利用状況審議会令第2条第1項では、「委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定されておりますが、本日は、10名の委員のうち7名の委員が御出席ですので、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、議事を進めたいと思います。

大臣からもお話がございましたが、前回の審議会におきまして皆様に御議論いただいた初回の区域指定の候補につきましては、その際に示されました今後のスケジュールに沿って関係地方公共団体の意見聴取が行われたと報告を受けております。区域の指定に当たりましては、法律上あらかじめ本審議会の意見を聴かなければならないこととされておりますので、本日は議題（1）といたしまして、関係地方公共団体への意見聴取の結果及びそれを踏まえた修正につきまして事務局より報告をいただき、その後で初回の区域指定について審議し、本審議会としての意見を表明したいと思っております。

また、併せまして議題（2）といたしまして、今後のスケジュールや区域指定に係る説明、周知の状況についても報告いただき、今後の法執行の参考とするため、各委員の御意見をいただければと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【事務局】それでは、資料に沿って御説明申し上げます。

資料のほうを1枚めくっていただきまして、まず、本日の議題でございますが、先ほど会長より御説明を頂戴いたしましたとおりでございます。初回の区域指定について御審議いただきたいということと、併せまして関係地方公共団体の意見を聴取しまして、そのほか、関係行政機関との協議も行っております。これらの結果を踏まえまして、注視区域、特別注視区域の指定について御議論いただきたいと思っております。

これに加えまして、今後のスケジュールや内閣府として行っている広報、周知活動について、その他で御説明申し上げます。

めくっていただきまして、資料1でございます。

まず、関係地方公共団体への意見聴取の結果について御説明申し上げます。

前回の審議会におきまして、注視区域29、特別注視区域29、計58か所の区域案を御提示させていただいたところでございます。これらの区域が所在する15の地方公共団体に対し、意見を聴取いたしました。その結果、区域の範囲につきまして、幾つかの地方公共団体から御意見を頂戴しました。

1つ目でございます。区域の概念となる地物についての御意見でございますが、左下の①ですが、私どもが提示した区域案で描かれている水路でございます。こちらが現在は存在していないとの御意見を頂戴いたしました。これを受けまして、区域の外縁を近隣の道

路のほうに変更させていただいたところでございます。

2つ目でございます。区域案に記載のない建物が実際には存在するので、元案では建物を分断してしまうことになるので修正してはどうかという御意見でございます。右上の②でございます。この点もなるべく建物を分断しないとの観点から、建物を分断しないように修正させていただいたところでございます。

続いて、3つ目でございますけれども、右下の③です。元案では道路の中心線をもって区域の外縁としておりましたが、その場合、道路部分のみが含まれている町字が生ずるということでございまして、区域を分かりやすくする観点から、道路の中心線を用いるよりも町字の境界線を用いるべきとの御意見がございました。この点も区域の外縁の大きな変更を伴うものではございませんですし、皆様にとっても分かりやすいだろうということでございますので修正をさせていただいております。

めくっていただきまして、次に、区域が所在することとなる町字について照会を行ったところでございますが、一部の地方公共団体から修正の御指摘をいただきました。

区域内に含まれる町字の情報は、区域の指定がなされた後に内閣府のホームページにおいて参考情報として公開することを予定しておりましたので、御意見をいただいたものを踏まえまして修正をした上でホームページで記載させていただこうと考えております。

そのほか、開発計画、開発行為についての情報提供をいただいたところでございます。区域の修正につながるような情報はございませんでしたけれども、いただいた情報につきましては、今後の法運用の参考情報として活用させていただく考えでございます。

(4)でございます。広報、周知に関する御要望もいただいております。この点につきましては、最後に改めて御説明いたしますけれども、地方公共団体の御協力も得つつ、国として広報、周知に尽力してまいりたいと考えております。

以上が地方公共団体からの意見の概要でございます。

めくっていただきまして、資料2について御説明申し上げます。

このリストは、前回10月11日の第2回の審議会で御提示させていただいたものから、形式は変更しておりますけれども同じ内容となっております。したがって、ここでは逐一説明することを省略させていただきます。

なお、区域の名称でございますけれども、ここにつきましては、指定の事由となる重要施設等の名称を踏まえ整理をしたところでございます。

また、島名の後ろの数字、例えば、八丈島(一)～(六)というように数字がございませぬけれども、こうした数字につきましては、基線による区域が複数存在します国境離島等におきまして、原則として島の北側から時計回りになるようにしておるところでございます。御参考でございます。

1枚めくっていただきまして、今回の初回の区域指定につきましては、特別注視区域29か所、注視区域29か所の合計58か所となります。

なお、これらの区域につきましては、基本方針に記載した経済的・社会的観点からの留意

事項が該当するかどうかということにつきましては、前回御報告のとおり、該当なしと整理してございます。

また、本日の審議会に先立ちまして、関係行政機関の長として防衛大臣、国境離島等の担当としての内閣総理大臣、国土交通大臣との協議を行っており、いずれも意見等ない旨の回答をいただいております。

続いて、資料3でございます。

こちらがお手元にあるかと思えますけれども、これは58か所の区域図でございます。地方公共団体からの先ほど申し上げました意見、これを反映したものとなっております。今回の審議会でご了承いただいた場合には官報による公示後、これらの区域図は速やかに内閣府のホームページにも掲載することとなっております。

続いて、資料4について御説明いたします。今後のスケジュールについてです。

本日の審議会におきまして区域の指定について御了承いただいた場合には、速やかに内部手続を行った後、初回の区域指定の内閣総理大臣告示、官報掲載を行いたいと考えてございます。

告示がなされた後、1か月程度の周知期間が必要だろうと考えておりまして、来年に入りましてから区域指定の施行とすることで考えてございます。施行となりますと、土地利用状況調査を開始するということと、特別注視区域におきましては届出義務が発生することとなります。

また、これと並行しまして、2回目以降の区域指定に向けた検討・準備を進めていきたいと考えております。

最後に、資料5について御説明申し上げます。区域指定に係る説明と周知の状況についてでございます。

前回の審議会では、地方公共団体からの意見の聴取につきまして、できるだけ丁寧に対応すべき、あるいは、重要土地等調査法や区域指定について住民に直接伝える方法について考慮すべきといった御指摘を頂戴したところでございます。これを踏まえましての私どもの取組について御説明させていただきたいと思っております。

まず、地方公共団体につきましてでございますが、47都道府県に対しまして、法律の概要についてオンラインで説明を行っております。また、初回の区域指定の対象となる5都道府県・10市町に対しましては、法律の概要に加えまして、先日の第2回審議会でもお示した区域指定の考え方につきまして個別にオンラインで説明を行っております。もちろん直接のやり取りとして、電話等での情報交換、御質問に対する回答ということは随時行ったところでございまして、今回、5都道府県・10市町につきましては十分な意見交換をさせていただいたと考えております。

次に、内閣府ホームページへの情報掲載についてでございます。既に法律の概要、第2回までの審議会の概要、それから、区域指定の考え方、届出の考え方や方法等についての情報をホームページに掲載済みでございます。実際に区域指定がなされる段階では、区域

図につきましては拡大図も含めまして遅滞なく速やかにホームページに掲載する予定でございます。

最後に、地域住民の方への周知についてでございます。現在、内閣府にコールセンターを設置しております、個別の問合せに対応し得る体制を整備しているところでございます。今後、区域指定が進捗するに従いまして相談件数も増えてくるだろうと考えておりまして、相談件数が急増するということがあった場合には体制を拡充できるような形で準備を進めております。

これに加えまして、地方公共団体の皆様の協力を得つつ、以下の取組をしていくということで調整しております。

1つ目でございますけれども、地方公共団体の窓口等に本法の概要や届出様式等を記載したリーフレットを置かせていただくということをお願いしております。

それから、2つ目でございますが、地域の回覧板や広報誌等にお知らせペーパー、いわゆる折り込みチラシでございますけれども、こういったものを入れていただくということもお願いしております。

3つ目でございますけれども、区域が所在する地方公共団体が発行する広報誌に記事掲載という形で書いていただくということをお願いしているところでございます。

地方公共団体の皆様からは大変前向きな対応をいただいております、私どもも含めてしっかりと周知に取り組んでまいりたいと思っております。

このほか、不動産業界につきましても、業界団体を通じまして、各不動産業者の皆様にも情報提供すべく鋭意調整を進めており、おおむねその方向で進んでおるということで御報告させていただきたいと思っております。

以上が本日御説明させていただきたい内容となります。

【会長】ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございました議題（1）の初回の区域指定について及び議題（2）の今後のスケジュールや周知等の状況につきまして、これから御議論いただきたいと思います。欠席をされていらっしゃいます〇〇委員、〇〇専門委員、〇〇専門委員から意見書の提出がございましたので、まず、事務局からそれらを御紹介いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】それでは、〇〇委員から読み上げさせていただきます。

区域指定に伴う地域住民等への周知について、有人国境離島など賛否が割れることが想定される指定の際にも、必要充分だと多くの方が納得する措置を取るべきだと思います。指定地域全体の経済などへの影響がほぼないことを考えると、住民説明会などは不要と判断しますが、当該住民にきちんと伝わり、疑問点などに答えられる仕組みが必要です。現在、「調整中」とされている、リーフレットの配布、回覧板やお知らせペーパーの配布、広報誌への情報掲載について、地方公共団体の判断に委ねるだけでなく、基本的にはすべて行うなど、地域住民の人が活字として記載されたものを後日でも確認できる方法でお知

らせする努力をお願いしたいと思います。その上で、コールセンターの体制は柔軟に対応していただきたくよろしく申し上げます。

以上でございます。

続きまして、〇〇専門委員からの御意見でございます。

法の運用にあたっては現場の実情が分かることが大事と考えます。この点、総務省をはじめとする各関係省庁では、それぞれ実情の把握を行っておりますので、関係省庁と連携してネットワークをつくって取り組むことが大事と考えます。また、実際に現地に出向いて見てくることも大事ですので、職員の皆さんもできるだけ現場に出張して確認をしてくるようにしてください。

以上です。

続きまして、〇〇専門委員からでございます。

第3回標記審議会に出席することができませんので、書面にて意見を述べさせていただきます。短期間に法律の趣旨を各関係自治体に御説明され、それらの協力を得て、注視区域並びに特別注視区域指定の段取りが整ったことに感謝申し上げます。関係自治体におかれましては、重要土地調査法の趣旨と重要性を御理解いただいたことにより、区域指定に向けて進展したものと考えます。一方、この法律の意義は、区域指定に関わる自治体のみのものでなく、広く国民・社会に御理解、共有いただくものであると考えます。また、重要施設や機能を設置、管理する自治体に対しては、今回、調査に快く御協力いただいたことも含め、社会全体として感謝の念を抱くことが大切です。今後の区域指定が円滑に行われ、「国家安全保障の観点から国境離島、防衛施設周辺等における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討する」との方針が実現するべく、立地自治体のみでなく、社会全体にも御理解いただく必要があると考えます。昨今、国家の安全保障に対する国民の関心が高まっておりますので、機を逸することなく、国民全体に対する広報・周知活動に取り組んでいただくことを要望いたします。

以上でございます。

【会長】御紹介ありがとうございました。

これらの意見につきまして、事務局からコメントをお願いいたします。

【事務局】それでは、事務局より申し上げます。

まず、〇〇委員からの御意見に対するものになります。

委員より御指摘のとおり、住民の方々への周知はしっかりと進めていく必要があると認識しておりますので、現在、各自治体と調整をさせていただいているリーフレットの配布や、地域の回覧板、広報誌等の活用によるお知らせペーパーの配布、自治体が発行する広報誌への情報掲載について、自治体の協力をいただきながらしっかりと取り組んでまいります。

次に、〇〇専門委員からの御意見に対するものでございます。

関係省庁との連携についての御意見についてでございますが、御指摘いただいた現場の

実情をはじめ、本法令の運用に当たっては、関係省庁や関係自治体との連携や協力が重要と認識しておりますので、この点についてしっかりと連携をしてみたいと考えております。また、現地への職員の出張についての御意見についてでございますが、やはり実際に目で周囲の状況を確認することで、地図情報等だけでは気づき得ない有用な情報を得ることができると考えております。区域指定の検討の際には、これまでも可能な限り現地の確認を進めてまいりましたが、今後もそのように進めてまいりたいと考えております。

最後に、〇〇専門委員からの御意見に対するものでございます。

本法を円滑に運用し、法の目的を実現するためには、国民の皆様の本制度について御理解いただくことが重要であると認識してございますので、周知方法については様々な工夫をしながら、国民の皆様の本制度についてその必要性や重要性が伝わるように、今後もしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、これから議論に入りたいと思いますので、御発言のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】御説明どうもありがとうございました。

資料1の(1)のところで、自治体によって住所の境界が道路の中央だったり民地と道路用地の境界だったり、あるいは、京都のように通り自体に名前がついていたり様々だということがよく分かりました。その際に、丁寧に確認いただいた地方公共団体と、もしかしてざっと確認された地方公共団体の間で温度差というか、その基準が曖昧になってしまうかもしれないということを危惧しております。

ですので、今後でいいと思うのですけれども、地方公共団体に見てもらうときに、こういう事例もあるのでこういうところに気をつけてくださいねというふうに優しくプッシュする必要があると思います。次回以降そういうふうにご対応いただくということはできるのでしょうかというのが質問です。それを積み重ねていくことで、起こり得る様々なケースを網羅できると思います。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

この点は事務局、いかがでしょうか。

【事務局】〇〇委員、ありがとうございます。

今いただきましたように、今般、地方公共団体より、いろいろな意見が出てまいりましたが、これをまた踏まえて次の第2回目以降の意見聴取の際には追加していきたいと考えております。

【会長】よろしいでしょうか。

では、続いていかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】御説明ありがとうございました。

地方公共団体からの意見の聴取につきましては、基本方針にも明示していたところですが、今後の生活関連施設の指定との関係では一層重要な手続になってくるものと思います。指定を進める上で、地方公共団体との連携は引き続き重要な点でございますので、今回の意見聴取の中で、今後の協力関係について何か具体的に考えられたこと、新たに気づかれたことがおありでしたら、お差し支えのない範囲でお教えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】事務局、今のお答えをいただけますか。

【事務局】〇〇委員、ありがとうございます。

今いただきましたように地方公共団体との連携は、やはり今回ありましたようにとても大事だということを我々事務局としても非常に認識したところでございます。今般、先ほど事務局の説明にもございましたが、地方公共団体等への説明に当たっては、まず、オンラインを使って47都道府県に対して法律の概要説明をさせていただきまして、その後、今回対象となる5都道県・10市町に対して個別に、オンラインを使って説明させていただきました。コロナ禍という制約がございましたけれども、オンラインを活用することでかなり濃密でかつ有意義な意見交換ができたと思っております。これを踏まえまして、今後、特にこのオンラインを活用すれば遠隔地の自治体とも、ある意味、時間の制約もなく調整などができる面がありますので、これをよく活用していきたいというのが今の考えでございます。

【会長】どうぞ。

【事務局】少し補足させていただきますと、先ほども御指摘いただいたとおりでございます。私どもがお願いをして御意見を出していただくという中で、ここまで細かくしっかり見ていただけるのかということ、正直どうなのかなと思っておりました。出していただいて、ここまで見ていただけて本当にありがたいなと考えたところでございます。今後、こういった御意見をいただいたということ、例えば、次に照会するときにはこんな意見を前回いただいていますよということを御説明することによって、全体として皆さん積極的に、かつ、しっかり見ていただけるようになるのかなと感じたところでございますので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【会長】〇〇委員、よろしいですか。

【委員】はい。ありがとうございます。

【会長】では、ほかに。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】ありがとうございます。

今回の指定に当たりまして、皆様の御努力には本当に頭が下がる思いです。今回の区域指定に関する都道府県や業界団体、あるいは地域住民等への周知という点ですが、これか

らは指定後の運用というフェーズに入っていく中で少し懸念される事項がありますので発言させていただきます。

まず、資料5の(1)です。地方公共団体への説明で、全都道府県に対して、先ほどオンラインで濃密に御説明されたということなのですが、今後、運用に当たっていく場合に、地図を見てみると森林が非常に多いということがわかります。町なかですといろいろな目がありますが、森林はなかなか目が届きにくいので、特に都道府県の森林を担当されている部署に関してもきちんと周知していただくということが必要ではないかと思っております。

もう一点は、(3)の地域住民等への周知ということで、「等」という中に、先ほど宅建業界への御説明などの準備をされているとありましたが、それ以外に、空き家や空き地というのは宅建業者を通じずに個人売買をされているというケースがあります。特に、離島等のエリアでは、個人売買となる可能性があります。つまり、宅建士が関わらない形の取引というものが今後出てくる場合にも、きちんと今回の指定の周知や届出の実効性を上げるという意味で、金融機関、例えば銀行や投資関係の業界、あるいは土地の境界などを確認する土地家屋調査士の団体、また、今後その売買があった場合に登記をすることになりますので、司法書士などの団体などにもきちんと周知をしていくということを、地域住民等の「等」の中に入れていただくといいかと思えます。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

この点についていかがでしょうか。どうぞ。

【事務局】 ○○委員、ありがとうございます。

今、最初にいただきました、特に地図の森林のほうについてはなかなか人目が行き届かない、その各地方公共団体の森林を所管する部署にもちゃんと話をという御意見をいただきました。これにつきましては、今、地方公共団体と様々な調整の中で窓口がしっかり確定してまいりましたら、そこを通じてそちらにお話をということをもまずはさせていただき、必要に応じて直接にまたオンラインでつないで説明をということでもさせていただきますと思います。

あともう一つ、各業界への周知ということで、様々な業界、金融や個人取引もありますので個人への周知、あと、金融業界、司法書士さんの団体等にも周知をということを御指摘いただきました。これについても取り組んで、幅広くいろいろな方にこの制度が分かってもらえるようにしたいと考えているところでございます。

【会長】 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○○委員、どうぞ。

【委員】 ありがとうございます。

今回、地方公共団体との連携を密に取っていただいた結果、今日の資料1の2ページに

ありますように、区域指定に際しては幾つかの問題があるということが分かってきました。前回議論したときには挙がってこなかったような問題が、これから実際に区域指定をするに当たって調査を進めていくと出てくるものと思われま。

今回、この3つの問題を挙げていただきましたが、やはりこういう問題が指摘されるというのは、恐らく、地方公共団体に対して非常に丁寧に説明していただいた結果、協力的な関係が形成されていることの表れではないかと感じています。こういうことを通じて一種の凡例といいますか、対応例を積み重ねて、区域指定のポリシーやルールを形成していくことになるのだと思います。その意味でも、地方公共団体等への意見聴取は非常に有益だったと理解します。

このことを踏まえて、若干細かい点ですが、確認させていただきたいと思います。例えば、①ですが、今回はあるべき水路が存在しなかったときに、道路に地物を修正したということです。それから、区域の境界に建物が存在した場合に、それを避けるように区域を指定するということです。これらは、結果的に地物を道路に修正したり、建物を避けたために、指定区域が広がる方向で修正されているか、狭める方向か、今後選択肢が出てくる可能性がありますので、その点についてのポリシーの整理が必要であれば、確認したいと思った次第です。

3番目の例にありますように、道路の中心線から町字界への指定修正という場合には、結果的には狭める方向で修正されていると思いますが、現時点での方針があれば、確認をさせていただきたいと思った次第です。

【会長】 回答をお願いいたします。

【事務局】 地方公共団体への説明につきまして、委員から御指摘がありましたように今回初めてさせていただいたということで、私どもが考えていたよりもかなり深くよく見ていただいて御回答をいただいたというのはまさにそのとおりでございます。先ほども申し上げましたけれども、こういった事例をうまく御紹介することによって、今後の区域指定に当たって地方公共団体もここまで見て回答するのだなというのが分かってくるということがございますので、しっかりそれを情報提供するなりしてうまく使っていきたいと考えております。

それから、もう一点、区域指定の修正の状況でございますけれども、私どもが前回御説明させていただいた原則というのがございまして、なるべく1キロの線に近づけるという方向で整理しております。したがって、今回、例えば、水路の修正でございますけれども、これは広げる方向ではございますけれども、1キロの線で引いたときに、広げたほうがより近いのか、それとも、へこませたほうがより近いのかということを考えまして、今回は広げる方向で修正させていただいております。そのほか、建物の分断のことにつきましても、これはなるべく建物は分断しないという方針でやっておりますので、それに対応していただいて地方公共団体が建物があるから除外したほうがいいのかという御意見をいただいて、では引っ込めるか、それとも、広げるかという判断をしたとき

にはより1キロに近い方向を追求するという形でやらせていただいていたところでございます。

あと、町字界につきましては、まさに1キロということではございますけれども、実害がないのでこのような形にさせていただいておりますが、先ほど〇〇委員から御指摘がありましたように、ここら辺の調整は、私どものほうが先に見ることもできます。町字界のほうがいいのか、それとも、道路の中心線がいいのかというのは自分でも判断できると思いますので、まず私どもの方でそこをチェックしてから、それから地方公共団体のほうに照会し、もし間違っていたらまた修正していく形なのかなと思っておりまして、いずれにしても方針に従ってしっかり整理をしていきたいと思っております。

【委員】ありがとうございました。

非常に明確なお答えをいただけて理解できました。ありがとうございます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでございましょうか。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】前回、地方公共団体によく意見聴取をしてくださいというふうにお話ししました。周知のほうもいろいろやっていただき誠にありがとうございます。

感想めいた話でございますけれども、役人が知恵を働かせるというのは両極があると思います。基本的に具体的な事象からいかに規範を提示するかというのがこれは一つの知恵の見せどころでありますけれども、もう一つはやはり規範をいかに具体的なものに当てはめていくかと。今回の区画の決定というのはまさにそういったところであるということ。そこはいかに現場に近い人から意見を聞くのか、それから、また現場に行ってみるのかということに尽きるのかなと思っておりますので、一つそういった方向で今後も作業を進めていただきたいと思います。

それから、前回言ったことの繰り返しになりますけれども、今後、調査が始まる段階でいかに事務を合理化するかということです。照会とかそういった手間を省くという意味で、政府が保有する様々な情報の照会の手間を省くような形でのデータベースの活用、これもぜひ実現をしていただけて、調査活動といったものが真に効率的になるような形での対応といったものをお願いしたいと思います。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

これはよろしいですね。どうぞ。

【事務局】ありがとうございます。

特に最初の方で現場にやはり行くのが大事であるということをお指摘いただきました。今般の指定に当たっても、可能な限り我々も現地に足を運びまして見てくることに努めたところがございます。今後、また数も増えてまいります、できるだけその現場を見て、その指定に際して活かしていくということに努めたいと思っております。

また、新しく構築するシステムにつきましてもしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、また引き続き御指導いただきますようよろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

〇〇委員。

【委員】ありがとうございます。

御説明をありがとうございました。

まずは当初の案のとおり区域指定ができることになったということで、着実な一歩が踏み出されたと思っております。関係地方公共団体への御説明は大変なことであつたらうと拝察しております。

今回のこの法律を通じて、重要な土地とは何だろうか、我々が安全に暮らしていく中で、安全保障という点でどういった土地や施設や機能によって私たちの暮らしが守られているのかということ私たち自身が考える、その一端になるような仕組みが出来上がっていけばと思っております。今後、生活関連施設などが指定されていく中でいろいろ注目度も高まっていくと思いますが、そうした中で我々自身が自分たちの暮らしの安全、安全保障というものを具体的に考える、その一端にこの仕組みがなっていくことを願っております。

そのためには周知が重要であるということは、先般から皆様がおっしゃっているとおりでして、内閣府のホームページを早速拝見いたしました。法律の制定の経緯、概要、届出様式や記載例、よくある質問などが分かりやすく網羅されておりまして、とても分かりやすいページだと思った次第です。ぜひ今後、例えば、地方公共団体で配布される予定のリーフレットなども随時こちらに掲載されていくと、必要な情報が、分かりやすい形で集まっているポータルサイトになるのではと思います。

非常に細かな点ですが、各省庁のホームページを拝見していると、ホームページの公開日と、それから、最終更新日を併記しているページも時々見かけます。そういうのを見ると結構頻繁に更新しているのだなというのが分かるので、ぜひ新しい情報を追加したときには最終更新日を、支障がない範囲で加えていただけると、国民の側から見ていろいろ動いているのだなということがそういうところからも感じられるのではないかと思います。

今後は、指定された区域の中でも特に特別注視区域の事前届出を実効性のあるものにしていくということが肝要かと思えます。まだ今回は指定件数が少ないのですけれども、今後は不動産関係業界団体と、先ほどのお話に出ています関係士業団体への周知と併せて、特別注視区域内にある土地等の所在地を管轄する登記所にも御連絡をしていただくとよいのではないのでしょうか。登記は事後的な手続ではありますが、登記申請されたときに、ちゃんとこの売買については特別注視区域の届出をされていますかということを登記所のほうでも確認していただけるような連携があると、もしもまだ知らなかったということであれば、こういう届出が必要なことを現場で周知して、しっかりと届出の実効性を確保する

ということにつながっていけばと思っております。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

よろしいでしょうか。どうぞ。

【事務局】ありがとうございます。

いただきましたお話ですが、ホームページは、内閣府のポリシーとの関係もありますのでそこを確認して、御指摘の方向でできるように調整をしていきたいと思っております。ホームページに限らず、我々、最近はSNSですね。こちらのほうを御覧になる方も結構いらっしゃると思いますので、国自らのSNS、それから、地方公共団体等でも最近はラインですとかフェイスブックですとか。特にラインなんかでいろいろ。最近、回覧板とかはあまり回さない形になってきておりますので、直接広報誌とかそういうリンクなんかもお送りしている例もありますので、そういったところもお願いをしていけないかということも、現在、検討をしております。

また、登記所のお話ですけれども、大変有益な御指摘だと思いますので、今後、調整をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

【会長】よろしいでしょうか。

では、ほかにいかがでしょうか。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】〇〇でございます。

それぞれ皆さんがお話をされましたので感想めいたことになってしまいますけれども、お許してください。

まずは、御担当各位の皆さんが地方公共団体に対し御説明をされる中で御尽力されたということに感謝申し上げます。

一言意見を述べさせていただきますと、今回のこの国防、あるいは国家安全保障に関わる土地の対象エリアの区域指定と。これは順調に進んでおるということでございますし、これから先はもう少し広がった各都道府県での対象地域が増えてくるのかなと思えますけれども、例えば、観光事業として考えたときに、コロナ禍で非常に経営不振であったりとか様々な観点から売買、事業承継等々が非常に増えております。第一段階としては法的に要求事項が満たされたとしても、それが転売されたりですとか、今後あらゆることが想定されるかなと思っております。そんな中で、ちょっと先にはなるのかもしれませんが、民間の土地の活用の中で天然資源であるとか、それから、文化財、日本の文化を守るという意味で観光資源の確保等々も含めましたその土地ならではの地域指定、あるいは日本の国土としての土地利用の保全というものの意識を深めていけるような、そういう法整備といいますか、地域指定が進んでいくことを強く強く望む次第でございます。

ちょっと感想めいたこととなりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

【会長】ありがとうございました。

事務局はよろしいでしょうか。どうぞ。

【事務局】ありがとうございます。

委員の御指摘、御懸念ということで、観光事業者の皆様がなかなか土地の取引等で、今、お話がありましたような形になっているということは理解いたしました。

今後のまず、今回の法律の施行についてでございますけれども、今の状況からいいますと、まず第一歩を進めたところなのかなと思っております。10年来の議論が進んでこの法律ができてきたという状況の中で、できることはまず今回のこの範囲なのかなということでスタートしたと理解しております。まずは実際にこの法律を施行していく中で分かっていくことがかなりあるのではないかと考えております。今までは土地等利用状況調査みたいな形で、実際の土地の所有、あるいは利用というものについて、なかなか個人情報保護の観点もございまして調べることができなかったというような中でございますので、今回、区域指定がされたことによりまして法律に基づいた調査をしっかりとやって、現状がどうなっているかというのがそこで出てくるのかなと思っております。

また、区域指定をして準備を進めていく中で地方公共団体と意見交換をし、国民の皆様全体とさまざまな形で情報交換をしていく中で、どんなふうに今後、安全保障の観点から進めていかなければいけないのかという議論も深まっていくのではないかなと思っております。この法律は5年見直しということになってございますので、今後の調査の進展と状況の変化等も含めまして進めていくのかなと考えていますので、まずはしっかり第一歩を進めていきたいと考えておるところでございます。

【会長】よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、まず、これまでの議論を踏まえまして、初回の区域指定について、事務局資料で示された原案どおり本審議会で認めるということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

【会長】ありがとうございました。

それでは、事務局から提示のございました初回の区域指定についての原案を本審議会として了承することにいたします。

また、議題(2)のその他の今後のスケジュールや周知等の状況につきましては、貴重な御意見をいただいたと思いますので、事務局におかれましては今後の法執行の参考としていただくようよろしくお願いいたします。

そのほか、本審議会に関しまして御意見等ございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に御意見はないようでございますので、それでは、本日の審議会はこれで終了ということにさせていただきます。

それでは、最後になりますけれども、まず、中野英幸大臣政務官より一言いただきたい

と思います。

中野政務官、どうぞよろしくお願ひいたします。

【中野政務官】本日は師走の慌ただし中ではございましたけれども、お集まりをいただき充実した議論をしていただきましたこと、大変ありがたく存じます。

本日の審議やこれまでいただいた御意見を踏まえて、今後、初回の区域指定や法の執行、さらには制度の運用を、高市大臣、星野副大臣とともに一步一步着実に展開してまいりたいと考えております。今後の審議会におきましても、専門的な知見や、我々では気づき得ない視点からの御意見等をいただきながら議論を積み重ねてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様、そして、専門委員の皆様方にも、引き続きよろしくお願ひをさせていただきますと思います。

大変簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

【会長】中野政務官、ありがとうございました。

それでは、続きまして、星野剛士副大臣からも一言いただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

【星野副大臣】本日は、皆様お忙しい中、御出席と御活発な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

初回の区域指定の候補につきましては、審議会として御了解をいただきましたので、年内での告示に向けて作業を進めてまいります。そのほかにも多くの御貴重な御意見をいただきました。御意見を踏まえながら今後の法執行を進めてまいりたいと考えております。初回の区域指定をいたしましたら、土地等の利用状況の調査を進めるとともに、次の区域の指定につきましてもまた検討を進めていく必要がございます。引き続き、御指導、御支援をいただければ幸いです。

本日は、誠にありがとうございました。

【会長】星野副大臣、ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、本日の資料及び議事録の取扱いについて申し上げたいと思ひます。

まず、本日の資料のうち、具体的な個別の区域図を含む資料3につきましては、途中段階である現時点でこれらを公にすると地域住民の方々の中に混乱を生じさせるおそれなどがあるため、審議会運営規則7条3項に則り非公表といたします。なお、今後、個別の区域図の情報につきましては、指定する区域の公示がされた際にホームページにおいて公表が予定されております。

次に、議事録につきましては、審議会運営規則8条2項に則りまして、発言者名を伏せる形で議事録を公表することといたします。議事録の公表に先立ちまして、事務局から皆様に対して内容の確認をお願ひする予定でございますので、そのときはよろしくお願ひいたします。

それでは、以上、これもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

今後の日程等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】事務局でございます。

次回の会議の日程につきましては、追って事務局から御連絡いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

本日は、どうもありがとうございました。またよろしくお願いいたします。